

医療法人愛和会訪問看護ステーション愛和 運営規程

サービスの種類

訪問看護・予防訪問看護

第一条（事業目的）

1. この規程は医療法人愛和会（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション愛和（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師」という。）が要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にあり、病気や怪我等により家庭において継続療養を受ける状態、または治療不可能な疾患の終末期にあり、主治医（かかりつけ医師）が必要性を認めた高齢者等に対し適正な訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する事を目的とする

第二条（運営方針）

1. ステーションの看護師等は、高齢者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

第三条（事業所の名称・所在地等）

事業を行う事業所の名称は、次の通りとする

1. 名 称 訪問看護ステーション愛和
2. 所在地 長野市大字鶴賀 1 0 4 4 番地 2

第四条（職員の職種、員数、及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする

1. 管理者 看護師 1 名
所属職員を指導監督し適切な事業の運営が行われるように総括するとともに、自らも訪問の提供に当たるものとする
2. 1) 職 員 看護師 2.5 名以上
2) 職 員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれか 1 名以上
訪問看護計画及び報告書〔介護予防にあっては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、訪問看護を担当する
3. 事務職員 1 名 （常勤職員）
必要な事務を行なう

第五条（営業及び営業時間）

1. ステーション営業日及び営業時間は、事業者医療法人愛和会職員就業規定に準じて定めるものとする
2. 営業日 月曜日から金曜日までとする
3. 休日 土、日、国民の祝日、8 月 1 4 日～1 6 日、1 2 月 3 0 日～1 月 3 日まで
但し、必要に応じて交代勤務とする
4. 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分 2 4 時間拘束体制（自宅待機）あり
5. 2 4 時間体制であり常時交代で携帯電話等により連絡が可能とする

第六条（訪問看護の提供方法）

1. 訪問看護利用希望者がかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて看護計画書を作成し、訪問看護の実施となる
2. 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合には、かかりつけ医師に相談をして訪問看護の指示書を交付していただくように指導する

第七条（訪問看護の内容）

1. 病状・障害の観察・（健康手帳への記載）
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄など日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

第八条（緊急時における対応方法）

1. 看護師等は訪問看護実施中、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送など必要な処置を講じるものとする
2. 看護師等は前項について、しかるべき処置を行った場合は速やかに訪問看護管理者及び主治医へ報告しなければならない

第九条（利用料）

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるとき、その利用者の負担割合は1～3割の額とする。
なお、介護保険法・医療保険法の改定により利用料金等に変更があった場合、利用者負担額も変更するものとする。
2. 訪問看護開始にあたりあらかじめ利用者・家族に対しその趣旨の理解を得ることとする
3. その他の利用料として次の額を徴収する

（1）医療保険対象者

① 営業日以外の訪問看護利用料

1 回につき 2,500 円(税別)

② 訪問看護に要した交通費：サービス実施地域 1 回につき

走行距離 2 km まで 200 円（税別）

走行距離 2 km 超～4 km まで 400 円（税別）

走行距離 4 km 超～6 km まで 600 円（税別）

走行距離 6 km 超～8 km まで 800 円（税別）

走行距離 8 km 超～10 km まで 1,000 円（税別）

走行距離 10 km 超～12km まで 1,200 円（税別）

以上 2km 超えるごとに 200 円（税別）加算

- ③ 在宅における看取り（エンゼルケア） 10,000 円(税別)
- ④ 退院日の 2 回目以降の訪問など、医療保険で利用料が算定できない場合
訪問 1 回につき 下記等医療保険に準ずる実費の徴収とする。
訪問看護基本療養費 5,550 円 訪問看護管理療養費 3,000 円
緊急訪問看護加算 2,650 円
夜間・深夜訪問看護加算 2,100・4,200 円

(2) 介護保険対象者

- ① 限度額を超える利用（サービス）に対し介護保険に準ずる実費の徴収となる。
- ② 訪問看護に要した交通費：サービス実施地域 無料
上記以外の地域 1 回につき 走行距離 2km ごとに 200 円（税別）
- ③ 在宅における看取り（エンゼルケア） 10,000 円（税別）

第十条（事業の実施地域）

- 1. 通常の実施地域は、下記のとおりとする
長野市内（但し、大岡・豊野・鬼無里・戸隠・信州新町・中条地区を除く）

第十一条（守秘義務）

- 1. 全ての従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持することとする
- 2. 従業員で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする

第十二条（研修等）

- 1. ステーションは社会的使命を認識し各職員の質の向上を目指すため業務体制を整備し研究・研修の機会を設ける努力をすることとする
- 2. 外部研修への参加（院内研修 その他）

第十三条（苦情に対する対応措置）

事業所名 訪問看護ステーション愛和
サービスの種類 訪問看護

- 1. 苦情処理窓口担当者 訪問看護管理者
- 2. 担当者は当該事務所管理者または常勤の職員を持ってこれにあたるものとする。
- 3. 当該事務所の担当者についてはその所在を明確にし、速やかに担当者に引継ぎ適切な対応をとるものとする
- 4. 原則として状況の詳細把握のために訪問が可能であればこれを実施する
- 5. 対応内容に基づき必要に応じて関係機関への連絡調整や主治医の協力を得て、解決に努めることとする
- 6. 当該事業所内で解決または処理し得ない内容については行政窓口等関係機関との協力により、適切な対処方法を「利用者本位」の立場から検討・対処する

第十四条（賠償責任）

- 1. 訪問看護の提供に伴い訪問看護師の過失により利用者に損害が発生した場合は契約に基づき損害賠償を負う
- 2. 訪問看護ステーションに帰すべき事由がなくても訪問看護従事者のみならず訪問看護ステーションも契約責任を負う

第十五条（虐待の防止）

1. 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる
 - (1) 管理者を虐待防止に関する責任者として選定する
 - (2) 成年後見制度の利用を支援する
 - (3) 苦情対応体制を整備する
 - (4) 従業者に対する虐待防止を継発・普及するための研修を実施する
 - (5) 虐待防止の対策を検討する委員会を設置する
 - (6) 虐待防止のための指針を策定する

第一六条（附則）

1. この運営規程に定めのない事項については厚生労働大臣の定める関係法令によるものとする

第十七条（附則）

この運営規程は R1 年 10 月 1 日より施行するものとする

この運営規程は R4 年 4 月 1 日より施行するものとする

この運営規程は R5 年 10 月 1 日より施行するものとする

この運営規程は R6 年 11 月 11 日より施行するものとする

この運営規定は R7 年 10 月 7 日より施行するものとする